

令和7年度 環境経営レポート

株式会社 塵芥センター

作成：令和7年11月1日
(令和6年10月1日～令和7年9月30日)

株式会社塵芥センター

環境経営方針

●基本理念

株式会社塵芥センターは、廃棄物処理事業及び再資源化事業を通じ、循環型社会構築へ貢献し、限りある資源とかけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、積極的に環境と調和の取れた企業活動を推進します。

●基本方針

当社が行う事業活動が、いかに地球環境保全に重要であるか全従業員が認識すると同時に、社会的使命を請け負っていることを自覚します。また、廃棄物処理及び再資源化の事業活動により発生する環境への影響を最小限にし、関連する法規を遵守し、以下に掲げる活動目標を継続的改善に取り組むことで、環境経営の継続的改善を推進します。

1. 産業廃棄物全般において、環境負荷の軽減を第一に考え、取り扱う廃棄物の再資源化率向上に最大限努めます。
2. 事業活動における環境影響を随時把握し、特に以下の項目については優先的に活動し継続的改善に努めます。
 - ①石油・電気・水などの資源エネルギーの有効利用に努め、使用量の抑制を図ります。
 - ②事業所から発生する廃棄物の再資源化を推進し、発生を抑制します。又、グリーン購入を推進します。
 - ③労働安全衛生に与える影響を常に認識し、労働災害の低減と快適環境の実現を推進します。
 - ④受託した産業廃棄物の運搬・処分に際しては、十分に環境配慮を図ります。
3. 環境関連法規を厳守し、社内環境整備に努め業界の環境リーダーを目指します。
4. 自然災害等の有事の際には、いち早く事業を再開し、生活環境の保全を維持するとともに、地域環境整備の復旧復興に努めます。
5. 環境企業として社会的使命を果たすため、環境教育の現場として施設の一般公開並びに見学等を積極的に推進します。
6. この環境経営方針を全従業員に周知するとともに、一般の方に公開します。

環境方針制定日：平成18年 9月 9日

改 定 日：令和 元年10月 1日（第2回）

改 定 日：令和 4年10月 1日（第3回）

株式会社塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁

□事業所の概要

- (1) 事業所名及び代表者名
株式会社塵芥センター 本社・本社工場・西植田焼却施設・水主工場・大野工場
塩江工場・丸亀工場
代表取締役 溝淵 誉仁
- (2) 所在地
本社・本社工場：〒761-8084 香川県高松市一宮町 1686 番地 6、1683 番地
西植田焼却施設：〒761-0445 香川県高松市西植田町 字永惣 7352 番 3、7354 番 1
大野工場：〒761-1701 香川県高松市香川町大野字上川原 2604 番地 1
水主工場：〒769-2606 香川県東かがわ市水主 2100 番 2
塩江工場：〒761-1611 香川県高松市塩江町安原上字上生山 1356 番
丸亀工場：〒763-0083 香川県丸亀市土器町北 1 丁目 105

【 認証・登録範囲 】

全組織・全活動

- (3) 組織沿革
昭和 46 年 11 月 1 日 会社設立、一般廃棄物処理業営業開始
昭和 50 年 7 月 25 日 産業廃棄物処理業営業開始
平成元年 10 月 19 日 西植田焼却施設 稼働開始
平成 17 年 4 月 1 日 大野工場 稼働開始
平成 21 年 7 月 13 日 水主工場 稼働開始
平成 23 年 11 月 25 日 丸亀工場 稼働開始
平成 24 年 3 月 15 日 塩江工場 稼働開始

- (4) 資本金及び売上高（全社）
資本金 1,000 万円
売上高 1,954 百万円（令和 7 年度）

- (5) 環境保全関係の責任者
責任者 事業統括部 大島和博 TEL：087-886-3040

- (6) 事業の内容
一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業
産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業

- (7) 事業の規模
- | | | |
|------------|--------------------------|-------------|
| 産業廃棄物収集運搬量 | 年間 17,137 t | （令和 7 年度実績） |
| 産業廃棄物中間処理量 | 年間 17,137 t | （令和 7 年度実績） |
| 一般廃棄物収集運搬量 | 年間 13,109 t | （令和 7 年度実績） |
| 一般廃棄物中間処理量 | 年間 616 t | （令和 7 年度実績） |
| 従業員 | 113 名 | |
| 敷地 | 累計 25,500 m ² | |

- (8) 許可の内容
【東かがわ市 一般廃棄物 収集運搬業】
- ① 許可番号 第 6105 号
 - ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
 - ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
 - ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみ）及び刈草、剪定くず等木質系、動植物性残渣一般廃棄物

【東かがわ市 一般廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 6201 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 中間処理（破碎処分によるチップ化）
廃棄物の種類 刈草、剪定くず等木質系一般廃棄物
(最大 360 t/日)

一般廃棄物搬入 → 中間処理 → 再資源化等（有価売却）

【さぬき市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 5 さ生環 第 262 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 一般廃棄物（ごみ）・動植物性残渣

【三木町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみ・動植物性残渣）

【綾川町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 綾川町許可第 2 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 7 月 12 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 7 月 11 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（し尿を除く）

【善通寺市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 17 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみに限る）
家庭系一般廃棄物（市が収集しないものに限る）

【丸亀市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 13 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみに限る）
家庭系一般廃棄物（市が収集しないものに限る）

【琴平町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 琴平町許可 第 19 号
- ② 許可年月日 令和 7 年 10 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 9 月 30 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【まんのう町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 6 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【坂出市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 25 号
- ② 許可年月日 令和 7 年 2 月 8 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 2 月 7 日
- ④ 事業の範囲 動植物性残渣（再生利用を目的にしたものに限る）

【宇多津町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 7 号
- ② 許可年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 動植物性残渣（再生利用を目的にしたものに限る）

【高松市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 1 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（し尿を除く）
家庭系一般廃棄物（高松市が収集しないものに限る、し尿を除く）

【高松市 一般廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 112 号
- ② 許可年月日 令和 7 年 8 月 25 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 8 月 24 日
- ④ 事業の範囲 中間処理（選別処分、破碎処分、圧縮処分）
廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

選別施設	（最大 144.00 t/日）	廃棄物の種類	①②③④⑤⑥⑦
破碎施設	（最大 16.24 t/日）	廃棄物の種類	①
	（最大 16.16 t/日）	廃棄物の種類	②
	（最大 16.08 t/日）	廃棄物の種類	③
	（最大 12.00 t/日）	廃棄物の種類	④
	（最大 16.08 t/日）	廃棄物の種類	⑤
圧縮施設	（最大 24.00 t/日）	廃棄物の種類	①②③④⑤

一般廃棄物搬入 → 中間処理 → 再資源化等（有価売却）

【高松市 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 09710003495 号
- ② 許可年月日 令和 2 年 9 月 3 日
- ③ 許可の有効期限 令和 8 年 6 月 25 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、処分するために処理したもの

【香川県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03713003495 号
- ② 許可年月日 令和 2 年 10 月 25 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 10 月 24 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、処分するために処理したもの

【高松市 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 09760003495 号
- ② 許可年月日 令和 2 年 7 月 7 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等、汚泥、

鉍さい、ばいじん、燃え殻

【香川県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03753003495 号
- ② 許可年月日 令和 2 年 7 月 8 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等、汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻

【高松市 産業廃棄物 処分業】

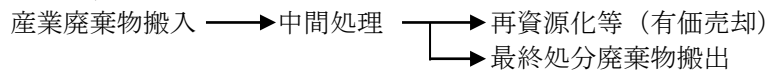
- ① 許可番号 第 09720003495 号
- ② 許可年月日 令和 2 年 5 月 26 日
- ③ 許可の有効期間 令和 8 年 6 月 25 日
- ④ 事業の範囲 中間処理

(焼却処分、選別処分、破碎処分、破碎及び選別処分、減容処分、圧縮処分、破碎及び堆肥化処分)

廃棄物の種類：①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残渣、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラス・コンクリート・陶磁器くず、⑮鉍さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん

- ・焼却処分 (最大 17.5 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱
- ・選別処分 (最大 710.4 t/日) 廃棄物の種類 ⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯
- ・破碎処分 (最大 92.87 t/日) 廃棄物の種類 ⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯
- ・破碎及び選別処分 (最大 4.608 t/日) 廃棄物の種類 ⑦⑭
- ・減容施設 (最大 0.64 t/日) 廃棄物の種類 ⑥
- ・圧縮施設 (最大 30.0 t/日) 廃棄物の種類 ⑥⑦⑨
- ・破碎および堆肥化 (最大 18.0 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑧⑩

処理工程



【香川県 産業廃棄物 処分業】

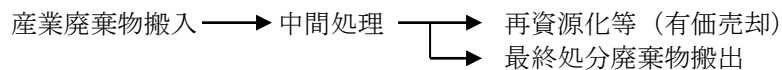
- ① 許可番号 第 03723003495 号
- ② 許可年月日 令和 5 年 7 月 13 日
- ③ 許可の有効期限 令和 12 年 7 月 12 日
- ④ 事業の範囲 中間処理

(破碎処分、脱水処分、油水分離処理、中和処理)

廃棄物の種類：①木くず、②がれき類、③汚泥、④廃油、⑤廃酸、⑥廃アルカリ

- ・破碎施設 1 (最大 360 t/日) 廃棄物の種類 ①
- ・破碎施設 2 (最大 880 t/日) 廃棄物の種類 ②
- ・脱水施設 (最大 9.6 m³/日) 廃棄物の種類 ③
- ・油水分離施設 (最大 9.6 m³/日) 廃棄物の種類 ③④
- ・中和施設 (最大 12.0 m³/日) 廃棄物の種類 ⑤⑥

処理工程



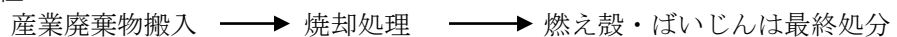
【高松市 特別管理産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 09770003495 号
- ② 許可年月日 令和 2 年 7 月 7 日
- ③ 許可の有効期限 令和 9 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 中間処理 (焼却処分)

廃棄物の種類：①燃え殻、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤ばいじん⑥感染性産業廃棄物

- ・焼却処分 (最大 17.5 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑥

処理工程



【徳島県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03600003495 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 9 月 18 日
- ③ 許可の有効期限 令和 13 年 9 月 17 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉍さい、

【徳島県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03650003495 号
- ② 許可年月日 令和 6 年 6 月 28 日
- ③ 許可の有効期限 令和 13 年 6 月 27 日
- ④ 事業の範囲 廃石綿等

【愛媛県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03805003495 号
- ② 許可年月日 令和 3 年 12 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 令和 10 年 11 月 30 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

【高知県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03900003495 号
- ② 許可年月日 令和 3 年 12 月 2 日
- ③ 許可の有効期限 令和 10 年 11 月 23 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん

【岡山県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03308003495 号
- ② 許可年月日 令和 5 年 5 月 16 日
- ③ 許可の有効期限 令和 12 年 5 月 15 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん

【運搬車両の種類と台数】

1 t ダンプ車	:	2 台
4 t ダンプ車	:	1 台
2 t ダンプ車	:	1 台
脱着式 大型コンテナ車	:	4 台
脱着式 4 t コンテナ車	:	1 2 台
脱着式 2 t コンテナ車	:	5 台
6 t ユニック車	:	1 台
4 t ユニック車	:	2 台
3 t ユニック車	:	1 台
2 t ユニック車	:	1 台
2 t ウィング車 (箱型)	:	2 台
6 t 塵芥車	:	6 台
4 t 塵芥車	:	3 台
3 t 塵芥車	:	1 5 台
2 t 塵芥車	:	2 台
4 t 特殊吸引車	:	1 台
小型貨物車	:	1 台
軽トラック	:	1 台

(9) 廃棄物処理料金

処理依頼の都度、お見積りによる

積替保管施設 一覧表（産業廃棄物）

【産業廃棄物 香川県 許可 03713003495】

（令和2年10月25日変更）

No.	積替保管場所	面積	保管上限	保管品目
①	丸亀市土器町北一丁目105番	32.2㎡	47.6㎡	燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣 ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鋳さい・がれき類・ばいじん
②		155.7㎡	250.2㎡	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
③		2.3㎡	0.8㎡	廃油
		64.0㎡	104.8㎡	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ
④	東かがわ市水主2100番2	112.5㎡	122.6㎡	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
⑤		12.98㎡	23.3㎡	
⑥		2.1㎡	2.0㎡	

【産業廃棄物 高松市 許可 09710003495】

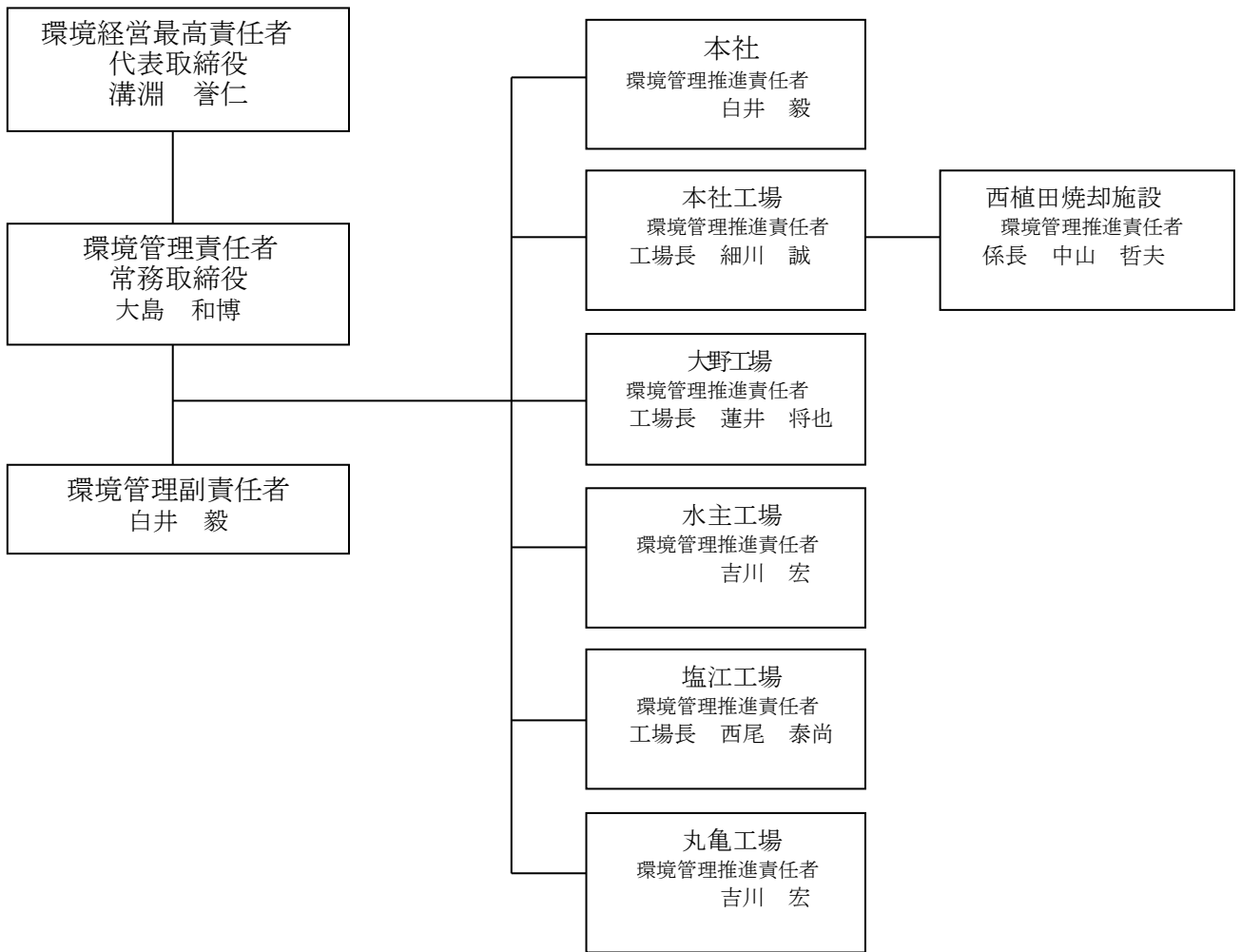
（令和6年8月8日変更）

No.	積替保管場所	面積	保管上限	保管品目
⑦	高松市一宮町1683番、1684番	60㎡	115.6㎡	燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・動植物性残渣・鋳さい・ ばいじん・処分するために処理したもの
⑧	高松市一宮町1683番	78.4㎡	105.5㎡	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・がれき類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑨	高松市一宮町1671番1	80.2㎡	100.8㎡	木くず
⑩	高松市一宮町1667番	102㎡	128.9㎡	廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑪	高松市一宮町1663番3	5.4㎡	4.0㎡	廃油
⑫	高松市一宮町1667番、1671番1	33.8㎡	40.7㎡	廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑬	高松市一宮町1663番3	28㎡	47㎡	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑭	高松市一宮町1667番	74.3㎡	98.0㎡	木くず
⑮	高松市一宮町1671番1	5.7㎡	8.5㎡	廃プラスチック類・がれき類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑯	高松市一宮町1671番1	4.0㎡	7.2㎡	廃プラスチック類・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑰	高松市一宮町1618番1	12.8㎡	4.8㎡	廃酸・廃アルカリ
⑱	高松市一宮町1658番1	0.28㎡	0.08㎡	汚泥・廃プラスチック類・金属くず （ただし、廃電池に限る）
⑲	高松市一宮町1658番1	2.4㎡	1.8㎡	汚泥・廃プラスチック類・金属くず （ただし、廃バッテリーに限る）
⑳	高松市一宮町1658番1	26.8㎡	64.32㎡	廃プラスチック類・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず （ただし、特定家庭用機器廃棄物に限る）

※これらの内、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は 保管を行う場所の所在地(施設No.)
石綿含有産業廃棄物	⑮
水銀使用製品産業廃棄物	⑯
水銀含有ばいじん等	行わない

□組織図



	役割・責任・権限
社長	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営最高責任者 環境経営方針を定め、環境管理責任者を任命する 環境経営システムの見直し 環境への取組に必要な人員、設備、費用等を適切に準備する
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 代表者に代わり、環境管理システムを構築し、運用し、維持する責任と権限を有する 環境経営システムの実施状況を社長に報告する 環境に関わる教育訓練を推進する
環境管理推進責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者をサポートし、環境経営システムを主導的に推進する責任と権限を有する 社外からの環境に関する苦情や要望の受付、記録
一般従業員 (パート従業員含む)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な環境教育訓練を受け、環境活動計画を実施する 環境経営システムにおける自らの役割と責任を自覚しシステムの構築・運用に積極的に参加する

□受託した産業廃棄物、再生資源等の処理実績

令和7年度(令和6年10月～令和7年9月)

①収集運搬

収集運搬	廃棄物の種類		単位	収集運搬量
	混合廃棄物		t	16,047.62
	汚泥		t	771.83
	動植物性残さ		t	13.14
	廃酸・廃アルカリ		t	18.33
	廃油		t	42.48
	引火性廃油(特別管理産業廃棄物)		t	28.32
	感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)		t	215.88
合計			t	17,137.60

②中間処理

中間処理	廃棄物の種類		処理方法等	単位	処理量
	木くず			t	2,933.12
	がれき類			t	2,732.94
	廃プラスチック			t	6,526.27
	紙くず			t	300.82
	金属くず			t	2,479.34
	ガラ・コン			t	1,023.49
	ゴムくず			t	51.65
	動植物性残さ			t	13.14
	廃酸・廃アルカリ			t	18.33
	汚泥			t	771.83
	廃油			t	42.48
	引火性廃油(特別管理産業廃棄物)			t	28.32
	感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)			t	215.88
	再資源化等	紙くず	製紙原料	t	197.51
木くず		破碎・選別後原料	t	1,271.44	
廃プラスチック		代替燃料 CPF	t	3,036.09	
金属くず		金属再生原料	t	1,573.18	
木くず		堆肥化	t	17.14	
動植物性残さ		堆肥化	t	13.14	
汚泥		堆肥化(塩江)	t	668.52	
がれき類		再生クラッシャー	t	10.00	
小計			t	6,787.02	
合計			t	17,137.60	

※中間処理のうち、西植田焼却施設(焼却処理)と丸亀工場(脱水・中和処理)の「1805.51t」は再資源化に含まない。
 【西植田焼却施設】①木くず・プラ類 1500.50t、②廃油 42.48t、③引火性油類 28.32t、④感染性廃棄物 215.88t、
 ⑤廃酸・廃アルカリ 18.33t
 【丸亀工場】なし

③中間処理後の産業廃棄物(最終処分・中間処理・再資源化等)

産業廃棄物 中間処理後の	廃棄物の種類		処理方法等(委託)	単位	処理量等	
	最終処分	廃プラスチック		安定型最終処分	t	2,911.07
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		安定・管理型最終処分	t	1,023.49
		がれき類		安定・管理型最終処分	t	2,722.94
		金属くず		安定型最終処分	t	906.16
		ゴムくず		安定型最終処分	t	51.65
		汚泥		管理型最終処分	t	103.31
		木くず		管理型最終処分	t	723.15
		紙くず		管理型最終処分	t	103.31
		燃殻		管理型最終処分	t	614.23
		小計			t	9,159.30
	等 (中間処理 再資源化)	廃棄物の種類		処理方法等	単位	処理量等
					t	
					t	
		小計			t	
合計			t	9,159.30		

□ 一般廃棄物収集運搬量 13,109 t(可燃ごみ)

負荷実績集計表

【令和 6 年度産業廃棄物処理量：18,175 t 令和 7 年度産業廃棄物処理量：17,137 t】

※前年度比：令和 7 年度実績÷令和 6 年度実績（小数点切捨）
 ※原単位比：前年度比÷（令和 7 年度産業廃棄物処理量÷令和 6 年度産業廃棄物処理量）（小数点四捨五入）

【全組織 累計】

	単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	1,055,302	1,030,188	97	103
・化石燃料	L	562,348	502,159	89	94
・購入ガス	Kg	28	38	135	143
・水資源投入量	m ³	10505	10252	97	103
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	1,948,283	1,780,090	91	96

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・全社的かつ継続的な節減啓発により、購入ガス以外の項目については、前年度を下回る結果となりました。
- ・購入ガスの増加については、事業継続計画の深化を目的とした被災時用備蓄食品の調理訓練(毎月 1 回)の実施、本社事務所屋外に設置したシャワー室の稼働によるものです。
- ・各工場での防火や粉塵対策としての散水や運搬車両のこまめな洗車を継続しつつ、水資源投入量の節減に成功しております。

※電力の排出係数は、四国電力 2017 年度実績 0.535CO₂/kWh と日本エネルギー総合システム 2017 年度実績 0.465 CO₂/kWh を使用

※温室効果ガス排出量は、自己の負荷チェックシート 2017 年版による算定方式とする

【本社事務所のみの実績】

	単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	23,434	18,241	78	82
・化石燃料	L	8,172	8,509	104	110
・購入ガス	Kg	22	32	145	154
・水資源投入量	m ³	216	226	104	110
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	31,562	29,595	93	99

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・太陽光システムによる自家発電(令和 5 年 5 月稼働)及び照明の LED 化により、持続的に購入電力を節減できております。また、事務所内の主たる複合機を省エネ対応型(令和 7 年 3 月)に切り替えることで、一日当たり約 2kwh の節減も見込まれております。
- ・購入ガスが前年度比を上回った要因は、BCP の一環で非常時用の食品を使った炊き出しの練習回数が増えた事(毎月 1 回、ローリングストック用備蓄糧食)、本社事務所屋外に設置したシャワー室の稼働頻度が増加したことによるものです。
- ・冬季においては事務所 1F のエアコン設備を停止し、BCP 対策として灯油貯蓄タンクを設置した上で、灯油ストーブによる暖房に切り替えました。それにより化石燃料の消費がやや増加しております。

【本社工場のみの実績】

	単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	14,527	9,293	64	68
・化石燃料	L	420,153	371,816	88	93
・購入ガス	Kg	0	0	0	0
・水資源投入量	m ³	841	788	93	98
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	1,091,361	963,970	88	93

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・廃棄物処理量の減少(有価物出荷量前年比 68%)並びに搬入主体が大野工場に移行したことに相まって、重機材の稼働時間及び粉塵対策用換気扇等の使用機会が減少し、各種取扱量が前年より下回っております。特に、購入電力に関しては、休憩室の空調稼働時間を抑えることで大幅に購入量を減らすことに成功しております。

【西植田焼却施設のみの実績】

	単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	516,453	486,109	94	100
・化石燃料	L	72,790	63,941	87	93
・購入ガス	Kg	0	0	0	0
・水資源投入量	m ³	8,262	7,739	93	99
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	436,772	398,724	91	97

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・焼却処理に係る受入量は増加(前年比 104%)したものの、各取扱量は前年度比を下回りました。要因は、除塵機の長期修理に伴って14日間停止したことによるものです。

【大野工場でのみの実績】

	単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	260,087	263,336	101	107
・化石燃料	L	33,219	36,116	108	114
・購入ガス	Kg	1	0	0	0
・水資源投入量	m ³	1,114	1,394	125	132
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	206,057	214,859	104	110

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・水資源投入量が前年度比を大きく上回った要因は、大野工場への搬入量の増加(前年比 102%)により、破碎機をはじめとする重機材の使用時間が増加したことが考えられます。また、粉塵の飛散防止や防火のための定期的な水打ち作業、工場敷地内の砂塵除去のための清掃活動機会が増加したことによるものです。(1日に2~3回)
- ・選別作業の効率化と品質向上のため、試行的な作業手順の見直しを継続的に実施しており、選別ラインの稼働時間の増加及び重機の稼働時間の増加により、各取扱量はやや増加しております。

【水主工場のみの実績】

	単位	令和6年度 実績	令和7年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	2,790	2,895	103	110
・化石燃料	L	18,517	11,911	64	68
・購入ガス	Kg	0	0	0	0
・水資源投入量	m ³	17	20	117	124
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	47,613	31,208	65	69

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・化石燃料の減少については、木くずの搬入量の減少(前年比 80%)により、重機の未稼働時間が減少したことによるものです。
- ・防火体制の強化の一環として防火用水槽の清掃及び入れ替えと防火訓練の励行により、水資源搬入量が増加しております。

【丸亀工場のみの実績】

	単位	令和6年度 実績	令和7年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	4,750	5,626	118	125
・化石燃料	L	5,146	5,370	104	110
・購入ガス	Kg	0	0	0	0
・水資源投入量	m ³	44	74	168	178
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	15,436	16,452	106	112

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・水資源投入量が前年度比を大きく上回った要因は、敷地内において廃棄物コンテナの洗浄を励行したこと及び汚泥管理ピットの洗浄(多量の水を使用)を行ったことによるものです。
- ・防火や粉塵対策としての散水は、引き続き行っております。

【塩江工場のみの実績】

	単位	令和6年度 実績	令和7年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
・購入電力	kWh	233,261	244,688	104	111
・化石燃料	L	4,354	4,494	103	109
・購入ガス	Kg	2	6	300	319
・水資源投入量	m ³	11	10	90	96
・温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	119,482	125,277	104	111

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・購入電力が前年度比を上回った要因は、食品残渣物及び汚泥の受入量が増加(前年比 116%)した事、又、堆肥の製造時に混ぜ合わせる牡蠣殻の量を増やした事より破碎(ハンマークラッシャー)設備の稼働が増えたことによるものです。

□環境への取組状況

＜環境への取組の自己チェック結果＞ 令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）

【実施の割合】

【 I.廃棄物処理に関する取組 】	評価 点数	満点 点数	令和7年度 実績 (%)	令和6年度実 績 (%)
1. 廃棄物処理の事業活動に関する項目	118	122	96	96
1) 受託、または受領した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮	52	52	100	100
2) 産業廃棄物の処理などにおける環境配慮	66	70	94	93
総合結果	118	122	96	96

【 II.その他の環境への取組 】	評価 点数	満点 点数	令和7年度 実績 (%)	令和6年度実 績 (%)
1. 事業活動へのインプットに関する項目	161	198	81	80
1) 省エネルギー	81	114	71	69
2) 省資源	40	42	95	95
3) 水の効率的利用及び日常的な節水	32	34	94	94
4) 化学物質使用量の抑制及び管理	8	8	100	100
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目	154	158	97	97
1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止	48	50	96	75
2) 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理	78	78	100	100
3) 排水処理	22	22	100	100
4) その他生活環境に係る保全の取組など	6	8	75	75
3. 製品及びサービスに関する項目	62	66	93	93
1) グリーン購入（環境に配慮した物品などの購入、使用など）	34	38	89	89
2) 製品及びサービスにおける環境配慮	28	28	100	100
4. その他	47	50	94	90
1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組	8	8	100	100
2) 環境コミュニケーション及び社会貢献	32	32	100	100
3) 施主・事業主における建築物の増改築、解体などにあつた環境配慮	7	10	70	70
総合結果	424	472	90	89

■事業活動へのインプットに関する項目

- ・令和5年5月に本社事務所に設置した、太陽光発電設備を継続的に使用しております。
- ・本社事務所西側に災害時に使用する機材や備品等を保管する倉庫を設置しました。また、そちらの屋上にも太陽光発電設備の増設を令和8年度内に予定しております。
- ・本社事務所内の全蛍光灯を令和7年2月にLED化しました。
- ・冬季においては本社事務所1Fのエアコン設備を停止し、灯油ストーブを活用しております。

■事業活動からのアウトプットに関する項目

- ・温室効果ガスや事務所等における一般廃棄物等の排出抑制の為、新たな設備・機器等の入れ替え時には、環境配慮型の物を導入していきます。

■製品及びサービスに関する項目

- ・グリーン購入は社内的にも十分取り組みが進んできている。
- ・社用車については、令和7年度内に5台納車し、いずれも尿素SCRシステムを搭載しております。令和8年度に4台、再来年度に6台の納車予定です。

■その他

- ・事業継続計画（BCP）の取組として、本年度も災害発生時の初動について、机上訓練や防災訓練を行い、各拠点の防災啓発を行っております。又、防災士の資格につきましても、全社員の取得に向けて推進しており、現在までに94名の社員が資格を取得しました。（取得率83%）
- ・職場におけるリスクアセスメントとして、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去・低減して労働災害を未然に防ぐための手法について定期的に勉強会を行い、社員全員で共有を行って

おります。

- ・CSR活動として、会社周辺の一斉清掃をはじめ、市町開催のボランティア清掃へ積極的に参加しております。また、本年度も全社員参加の海ゴミクリーン作戦を開催しました。
- ・環境啓発活動としては、香川県主催の環境学習フェスにも参加致しました。

□令和7年度 環境経営目標とその実績

【算出式】 温室効果ガス排出量、総エネルギー投入量、総排水量の達成割合
 (目標値－実績値) ÷ 目標値 × 100 ※小数点以下切り捨て

当工場における環境目標と実績は次のとおりです。

年 度	項 目	令和7年度			令和8年度	令和9年度
		(目標)	(実績)	(達成割合) %	(目標)	(目標)
温室効果ガス排出量 (Kg-CO2)	本社	45,540	29,595	+35	45,085	44,634
	本社工場	1,188,000	963,970	+18	1,176,120	1,164,359
	西植田焼却施設	495,000	398,724	+19	490,050	485,149
	大野工場	247,500	214,859	+13	245,025	242,574
	水主工場	69,300	31,208	+54	68,607	67,920
	丸亀工場	19,800	16,452	+16	19,602	19,405
	塩江工場	138,600	125,277	+9	137,214	135,841
小計値		2,203,740	1,780,085	+19	2,181,703	2,159,886
水資源投入量 (m3)	本社	297	226	+23	294	291
	本社工場	1,188	788	+33	1,177	1,165
	西植田焼却施設	10,000	7,739	+22	9,900	9,801
	大野工場	1,400	1,394	+0.4	1,386	1,372
	水主工場	25	20	+20	25	24
	丸亀工場	198	74	+62	196	194
	塩江工場	11	10	9	11	10
小計値		13,119	10,251	+21	12,989	12,851
廃棄物再資源化率(%)全体		40	40	達成	40	41
〃 大野工場		40	41	達成	40	42
休業労働災害件数(件)		0	2	未達成	0	0
グリーン購入の推進(案件)		3	3	達成	3	3
低公害車の導入(車)		1	3	達成	1	1
内部監査の実施(回)		2	2	達成	2	2
社員研修会の実施(回)		5	18	達成	5	5

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。

※電力の排出係数は、四国電力2017年度実績0.535CO2/kWhと日本エネルギー総合システム2017年度実績0.465CO2/kWhを使用

□環境経営目標の達成状況

令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）

	目標に対する割合（%）	結果	環境活動実績評価
温室効果ガス排出量	19	○	達成できた
水資源投入量	21	○	達成できた
廃棄物再資源化率	達成	○	達成できた
休業労働災害件数	未達成	×	達成できなかった

（全体評価及び次年度の取組）

- ・「温室効果ガス排出量」の達成要因は、受託する廃棄物の全体量が前年比約5.6%減でしたので、受託量の減少によるものが大きいと考えられます。全ての工場で目標を達成しておりますが、現状に満足することなく、節減率の向上に努めてまいります。
本社事務所の太陽光発電など、温室効果ガス削減に貢献した成果も見受けられましたので、次年度以降も、作業員の安全や健康を第一に、無理のない範囲で継続していきます。
- ・「水資源投入量」については、全体の投入量が前年比2.4%減という結果でした。各工場における防火体制及び粉塵飛散防止対策の強化により、実務上の水資源投入機会が増加した状況下で、節減に成功したことは節水意識の定着であると評価できます。引き続き、啓発活動に取り組んでまいります。
- ・「廃棄物再資源化率」の達成要因ですが、前年に引き続き廃棄物の処理コストに関する勉強会を実施し、処理コストを意識した選別が出来るようになった事が考えられます。また、大野工場においては、廃棄物の選別要領の効率化を目的とした改善活動の最中であり、人員及び重機や選別ラインシステムといった重機材の運用において試行的な段階にあることから、再資源化率の向上に繋がらなかった一面もありました。
業務中に気づいた課題や改善点について、引き続き従業員間での意見交換等を行い、再資源化率を高めてまいります。
- ・「休業労働災害件数」の未達成要因は、社内の管理体制にあったと考え、従業員の安全性を確保できない事業を廃止するとともに、管理者による定期的な作業手順の見直しとリスクアセスメントを行ってまいりました。また、個別の事案に対する再発防止策の徹底のみならず、組織横断的な取り組みとして、ドライバーを対象とした教育研修の強化や乗務員適性検査、有資格者による各工場の巡視と危険要因の排除等を継続的に実施してまいります。
- ・事業継続計画（BCP）の取組として、机上訓練や防災訓練を行い、各拠点の防災活動を実施した他、消防署の方を講師にお迎えし、全社員で救命講習を受講しました。
また、防災士の資格につきましても、全社員の取得に向けて推進しており、現在までに94名の社員が資格を取得しました。（取得率83%）
- ・CSR活動として、会社周辺の一斉清掃をはじめ、市町開催のボランティア清掃へ積極的に参加しております。また、本年度も全社員参加の海ゴミクリーン作戦を開催しました。
- ・環境啓発活動としては、香川県主催の環境学習フェスに参加し、リサイクル体験学習を行いました。
- ・次年度の取組は、引き続き自然災害や大規模災害の発生に備えて、BCP（事業継続計画）をより現実的なものへと昇華すべく、物心両面において見直しを図りながら充実を図ってまいります。
また、引き続き防災士資格の全社員取得に向け、その促進を行ってまいります。

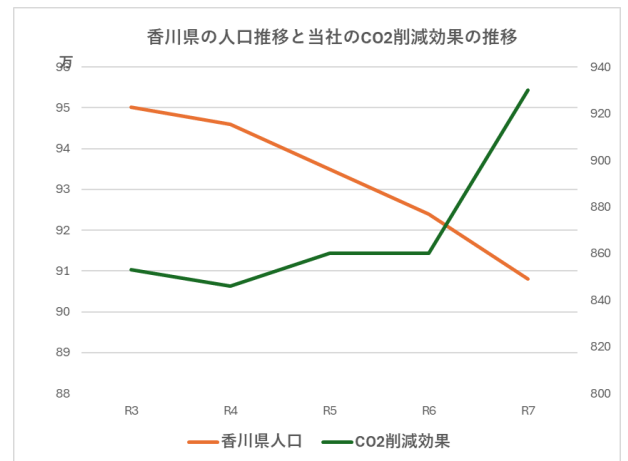
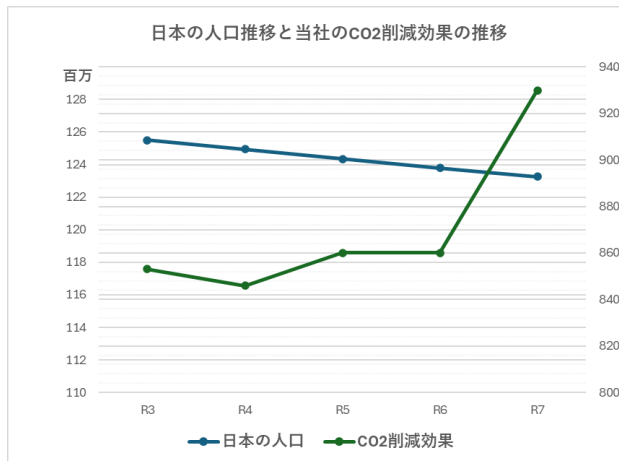
□ 廃棄物のリサイクルによる CO2 削減量

※①CO2 排出量の設定数値は環境省、2022 年度排出・吸収量(確報値)による
 ※②・③当社調べ・実績による

①国民 1 人当たりの CO2 排出量			
日本全体の CO2 排出量		約 10 億 1,700 万 t-CO2/年	
日本の人口		約 1 億 2,326 万人	
国民 1 人当たりの CO2 排出量		8.2 t-CO2/年 (人口換算値)	
②原料あたりの CO2 排出量		リサイクル品による原料あたりの CO2 削減効果率	
石炭燃料の使用	2.4 t-CO2 / t	石炭から代替する再生燃料による削減効果	25%
発泡スチロールの生産 硬質プラスチックの生産	1.9 t-CO2 / t	発泡スチロール、および 硬質プラスチックの再生利用による削減効果	60%
紙の生産	1.2 t-CO2 / t	紙の再生利用による削減効果	40%
鉄の生産	2.0 t-CO2 / t	鉄の再生利用による削減効果	75%
食品廃棄物の焼却	2.0 t-CO2 / t	食品リサイクルによる削減効果	95%
③リサイクルの実績数量 (年間)		CO2 削減量の計算	
サーマルリサイクル (プラ・木)	4,308 t	$4,308 \text{ t} \times 2.4 \text{ t} \times 25\% = 2,584 \text{ t-CO2}$	
マテリアルリサイクル (発泡、硬質プラ)	103 t	$103 \text{ t} \times 1.9 \text{ t} \times 60\% = 117 \text{ t-CO2}$	
マテリアルリサイクル (紙)	198 t	$198 \text{ t} \times 1.2 \text{ t} \times 40\% = 95 \text{ t-CO2}$	
マテリアルリサイクル (鉄)	1,573 t	$1,573 \text{ t} \times 2.0 \text{ t} \times 75\% = 2,359 \text{ t-CO2}$	
食品リサイクル (堆肥化)	1,303 t	$1,303 \text{ t} \times 2.0 \text{ t} \times 95\% = 2,475 \text{ t-CO2}$	
CO2 削減量の合計		7,632 t-CO2/年	

削減効果 人数換算

$$7,632 \text{ t} \div 8.2 \text{ t} = 930 \text{ 人/年分}$$



□環境関連法規制等の順守状況のチェック及び違反・訴訟等の有無

【環境関連法規制等の順守状況のチェック】

- ・過去5年間に亘って、下記法規制等の順守状況チェックの結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。※下記「環境関連法規等要求事項及び順守状況一覧表」参照

【違反・訴訟の有無】

- ・過去5年間、地域住民、行政等関係機関からの指摘、違反・訴訟もありませんでした。

【環境関連法規等要求事項及び順守状況一覧表】

法規名	実施事項	具体的確認項目	チェック
1 環境基本法	基本理念他	・事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全措置を講ずる。	○
2 香川県環境基本条例		・環境負荷に対する、負荷軽減取組を実施する。(節水・節電・節燃料)	○
3 高松市環境基本条例		・国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する活動に積極的に協力する。	○
4 循環型社会形成推進基本法		・廃棄物の処理を行う上で、積極的に再資源化・再利用化・熱回収できる商品に再生処理を行う。	○
5 地球温暖化対策法	地球温暖化対策について各主体の責務等	・事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)の排出抑制の為の措置を講ずるように努める。	○
6 省エネ法	工場等に係る措置等	・燃料資源の有効な利用に心がけ、特定事業者となった場合、法令に依り届出・報告を行う。	○
7	契約書内容に附則	・契約書内に反社会勢力(暴力団等)排除に係る一文を記載する	○
8	産業廃棄物の処理	・許可を受けた処理方法に従い、適正に廃棄物を処理する。	○
9	産業廃棄物の保管	・許可を受けた保管方法に従い、適正に保管を行う。	○
10	産業廃棄物の収集運搬・処分委託基準	・委託契約書の締結、許可証の確認。	○
11	産業廃棄物最終処分終了までの行方等	・マニフェストを電子再入力し、廃棄工程管理を行う。	○
12	産業廃棄物管理票の発行・保存	・マニフェストの交付と5年間の保管義務。マニフェスト交付等状況報告書の知事への報告(毎年6月末迄)。	○
13	産業廃棄物処理業者の帳簿備え付け保存	・日欄による帳簿の管理及び、電子データによる保存。	○
14	産業廃棄物処分業の変更	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
15	産業廃棄物処理施設の変更	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
16	産業廃棄物処理施設の維持管理	・定期点検、定期検査の実施。	○
17	技術管理者の設置	・変更がある場合には、その都度指定の講習を受講する。	○
18	事故時の措置	・事故マニュアルの設置と、定期的な防災訓練を行う。	○
19	定期検査の申請	・焼却施設の定期検査申請を5年に1回行う。	○
20	維持管理情報の記録・閲覧・公表	・維持管理の記録、閲覧、公表を行う。	○
21 香川県生活環境の保全に関する条例	公害防止に関する規制	・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の対策を行い必要に応じて特定施設の届出等を行う。 ・届出の必要が無い施設においても周辺の生活環境への影響を十分に配慮する。	○
22 騒音規制法	特定施設の届出	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
23 大気汚染防止法	ばいごんの排出規制等	・年2回の測定を行い、測定結果を報告する。又、定期的な施設の点検及び清掃を行う。	○
24 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する法律	PCB廃棄物の規制等	・必ず事前に成分分析を行い、含有する廃棄物は取扱わない。	○
25 ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の排出規制等	・年1回の測定を行い、測定結果を報告する。又、定期的な施設の点検及び清掃を行う。	○
26 フロン排出抑制法	業務用エアコンの使用・廃棄	・簡易点検の実施、廃棄の際は第一種フロン類充填回収業者へ依頼し、委託確認書と引取証明書の保管(3年)。	○
27 PRTR法	指定化学物質の排出量等の把握等	・ダイオキシン類に関する排出量等の把握を、年1回の届出を行う。	○
28 特殊自動車排ガス規制法	特殊自動車の排ガス検査整備の義務化	・定期点検、定期検査の実施。買い替え時は低排ガス適合車の購入を行う。	○
29 高松市火災予防条例	指定可燃物(RPF等)の貯蔵等の技術上の基準及び届出	・届出の基準に従い適正に保管し、定期的な防災訓練を行う。	○
30 浄化槽法	浄化槽の設置の届出	・浄化槽を設置しようとするものは、香川県知事あてに届出を行う。	○
	浄化槽の保守点検	・浄化槽の種類により、年1回～2回の保守点検を行う。	○
	定期検査の実施	・香川県浄化槽協会による法定検査を、年1回行う。	○

□代表者による全体の評価と見直し・指示

・環境経営目標の数値上は達成できているが、廃棄物の受託量が年々減少しており、手放しで喜べる状況ではない。原単位比との両面から考察し、必要な改善を行う事。

・節約による環境活動を引き続き行いつつ、省エネ車両、省エネ施設、太陽光発電設備、蓄電機などの設置や入替えを、徐々に加速させていくこと。

・再資源化率の向上施策については、各級役職者を中心に他社への施設見学に積極的に参加するなど外部の新鮮な情報を取り入れつつ、今までの自社の常識にとらわれない処理方法を見出してほしい。それによる新たな施設ラインの導入も視野に入れていきたい。

・今後おこりうる大規模自然災害に備え、継続的にBCP(事業継続計画)を昇華させていくこと。訓練を重ね、改善点を洗い出し、ソフト・ハードの両面でブラッシュアップしていく。又、自助をしっかり固めながら、地域防災に貢献できるよう共助にも力を入れ始めてください。

・環境経営方針及び実施体制について、引き続き継続して取り組んでください。